

茨城 県 報

第5910号

昭和46年5月6日

(木曜日)

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則	ページ
●茨城県災害救助法施行細則の一部改正(社会福祉課).....	1
告 示	
●古河市内の字区域の一部変更(地方課).....	2
●道路区域の変更(道路維持課).....	2
●道路の供用開始(〃).....	4
●道路の位置の指定(建築住宅課).....	5
●基本測量の実施(用地室).....	5
●計量器定期検査の執行区域等(計量検定所).....	6
●計量器定期検査の執行(〃).....	6
公 告	
●家畜商講習会の開催(畜産課).....	7
●都市計画事業施行者の名称等(計画第一課).....	8
●昭和46年度茨城県二級建築士試験(建築住宅課).....	8
●宅地建物取引業者の免許(〃).....	8
●宅地建物取引業者の免許事項変更(〃).....	9
●宅地建物取引業者の免許まつ消(〃).....	10

規 則

茨城県規則第31号

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

茨城県災害救助法施行細則(昭和36年茨城県規則第83号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号ウ中「220,000円」を「259,000円」に改める。

同表第2項第1号ウ中「170円」を「190円」に、「145円」を「165円」に改める。

同表第3項第3号アの表中

4,600 ^円	5,800 ^円	8,300 ^円	9,800 ^円	12,300 ^円	1,700 ^円
7,300	9,200	12,700	14,800	18,600	2,500

を

5,000 ^円	6,300 ^円	9,000 ^円	10,700 ^円	13,500 ^円	1,900 ^円
7,900	10,100	13,900	16,200	20,400	2,700

に改める。

同表同項同号イの表中

1,600 ^円	2,300 ^円	3,000 ^円	3,700 ^円	4,500 ^円	600 ^円
2,400	3,300	4,300	5,200	6,300	900

を

1,800 ^円	2,400 ^円	3,200 ^円	4,000 ^円	4,800 ^円	700 ^円
2,600	3,500	4,700	5,600	6,800	900

に改める。

同表第6項第3号中「55,000円」を「62,000円」に改める。

同表第8項第3号イ中「950円」を「1,030円」に、「1,020円」を「1,100円」に改める。

同表第9項第3号中「7,000円」を「9,600円」に、「5,800円」を「7,680円」に改める。

同表第12項第3号中「10,000円」を「12,600円」に改める。

別表第2第1項第1号ア中「2,800円」を「3,150円」に改め、同号イ中「1,300円」を「1,400円」に改め、同号ウ中「950円」を「1,050円」に改め、同号エ中「2,100円」を「2,400円」に改め、同号オ中「1,940円」を「2,230円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第470号

地法自治法第260条第1項の規定に基づき古河市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同市長から届け出があつた。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

字茶屋新田字往還東 266番の6, 266番の7, 266の8

上記を大字茶屋新田字前原に変更する。

茨城県告示第472号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和46年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路線名 中河内青柳曲尺手線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
勝田市大字枝川字西畑 353地先から	旧	メートル 3.0~5.0	メートル 505.0	
勝田市大字枝川字西畑 308—3地先まで	新	6.0~12.5	500.0	

1 道路の種類 県 道

2 路線名 那珂瓜連線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡瓜連町大字中里字子ノ口 2329地先から	旧	メートル 4.3~6.2	メートル 222.0	
那珂郡瓜連町大字中里字台 377—1地先まで	新	6.3~19.0	220.0	

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 293号線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字鷺子字天神 2021地先から	旧	メートル 4.6~6.8	メートル 84.0	
那珂郡美和村大字鷺子字天神 2018—1地先まで	新	5.0~13.8	80.0	

1 道路の種類 県 道

2 路線名 下宿常陸鴻ノ巣停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字飯田字西新田 3321—115地先から	旧	メートル 3.5～6.5	メートル 293.0	
那珂郡那珂町大字飯田 字上新田西2793—3地先まで	新	6.8～13.5	290.0	

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 二軒茶屋瓜連線
3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字米崎字宮内 2325—1地先から	旧	メートル 3.4～10.0	メートル 710.0	
那珂郡那珂町大字額田東郷 字有ヶ池2775地先まで	新	6.6～14.0	707.0	

茨城県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 中河内青柳曲尺手線
2 供用開始の区間 勝田市大字枝川字西畑353地先から
勝田市大字枝川字西畑308—3地先まで
3 供用開始の期日 昭和46年5月6日

- 1 路線名 県道 那珂瓜連線
2 供用開始の区間 那珂郡瓜連町大字中里字子ノ口2329地先から
那珂郡瓜連町大字中里字台377—1地先まで
3 供用開始の期日 昭和46年5月6日

- 1 路線名 一般国道293号線
2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字鷺子字天神2021地先から
那珂郡美和村大字鷺子字天神2018—1地先まで
3 供用開始の期日 昭和46年5月6日

- 1 路 線 名 県道 下宿常陸鴻ノ巣停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字飯田字西新田3321—115地先から
那珂郡那珂町大字飯田字上新田西2793—3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年5月6日

-
- 1 路 線 名 県道 二軒茶屋瓜連線
 - 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字本米崎字宮内2325—1地先から
那珂郡那珂町大字額田東郷字有ヶ池2775地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和46年5月6日

茨城県告示第474号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	46. 5. 6	石岡市大字石岡字鹿ノ子9613—11	5.00	69.16
2	〃	水戸市千波町御茶園424—1	4.00	98.60
3	〃	鹿島郡神栖町大字木崎字大山2624—4	4.00	33.50

茨城県告示第475号

測量法第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(二等多角測量)
- 3 作業期間 昭和46年5月24日から昭和46年6月22日まで
- 4 作業地域 結城市
猿島郡三和町, 総和町, 境町, 猿島町
結城郡八千代村

茨城県告示第476号

常陸太田市ならびに笠間市に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条および第142条の規定により執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。ただし、計量法第139条ただし書に該当する計量器は提出を要しない。

昭和46年5月6日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所
常陸 太田市	昭和46年6月16日 (午前9時30分から " 11時30分まで)	常陸太田市(幸久地区) 臨時計量検査所
	" 6月16日 (午後1時から " 3時まで)	" (佐竹地区) "
	" 6月17日 (午前9時30分から 午後3時まで)	" (西小沢地区) "
	" 6月18日 (午前9時30分から " 11時30分まで)	" (世矢地区) "
	" 6月18日 (午後1時から " 3時まで)	" (棧初地区) "
	" 6月21日 (午前9時30分から " 11時30分まで)	" (佐都地区) "
	" 6月21日 (午後1時から " 3時まで)	" (河内地区) "
	" 6月22日 (午前9時30分から 午後3時まで)	" (誉田地区) "
	" 6月23日から 6月29日まで (")	" (常陸太田地区) "
	" (6月26, 27日を除く)	
笠間市	" 6月21日から " 6月23日まで (")	笠間市(笠間地区) "
	" 6月24日 (午前9時30分から " 11時30分まで)	" (南山内地区) "
	" 6月24日 (午後1時から " 3時まで)	" (大池田地区) "
	" 6月25日 (午前9時30分から " 11時30分まで)	" (北山内地区) "
	" 6月25日 (午後1時から " 3時まで)	" (福原地区) "
	" 6月28日 (午前9時30分から 午後3時まで)	" (稲田地区) "
	" 6月29日 (")	" (笠間地区) "

茨城県告示第477号

常陸太田市ならびに笠間市に対する計量器定期検査執行につき、計量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するから、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和46年5月6日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

1 定期検査実施の時期

昭和46年6月16日から昭和46年7月16日まで

2 定期検査実施の場所

計量器の所在の場所

公 告

●家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定に基づき、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の3第1項の規定により公示する。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和46年度家畜商講習会開催要領

- 1 家畜商法第4条の2の第1項の規定による家畜商講習会(以下「講習会」という。)はこの要領によつて行なう。
- 2 講習会の開催場所、日時、講習時間等

日 時		開 催 場 所	重点家畜	備 考
月 日	時 間			
昭和46年 5月27日 28日	午前8時30分から 午後5時まで	西茨城郡友部町 茨城県畜産試験場	牛、豚	

3 受講の申込み

講習を受けようとする者は、家畜商講習会受講願書に、手数料500円を添えて、住所地为管轄する農林事務所畜産課に昭和46年5月20日までに提出しなければならない。

4 受講の注意事項

- (1) 受講者は、講習会の開催当日受付に受講通知を提示し、到着を申告するものとする。
- (2) 受講者は、受講に必要な筆記具を携行するものとする。
- (3) 受講者は、やむを得ない事情がない限り講義中に退場してはならない。
- (4) 受講者は、休憩時間中であつても、みだりに講習会場から遠く離れてはならない。
- (5) 講義を妨げるような言語、動作を行なう者があれば、退場を命ずることがある。
- (6) 講習会に、遅刻または早退することは認めないものとする。
- (7) 受講者は、講習会において講師または係員の指示に従わなければならない。
- (8) 受講者は、なるべく昼食を携行するものとする。

5 講義課目の変更

主催者は、講義の課目を変更する時はこの旨を事前に受講者に周知させるものとする。

6 講 師

講習会の講師は、畜産関係職員および学識経験者とする。

7 そ の 他

- (1) 主催者は、講義の開始時と終了時に受講者の氏名と人員を確認するものとする。
- (2) 講習会に使用するテキスト代は受講者の負担とする。

●都市計画事業の施行者の名称等

竜ヶ崎、牛久都市計画道路事業竜ヶ崎都市計画道路(2等大路第2類第2号姫宮大徳線)について昭和46年4月1日付建設告示第631号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第3項の規定により認可した旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎、牛久都市計画道路事業竜ヶ崎都市計画道路2等大路第2類第2号姫宮大徳線

2 施行者の名称 茨 城 県

3 事務所の所在地 竜ヶ崎市川原代町字門倉6251

茨城県竜ヶ崎土木事務所

4 事業地の所在 竜ヶ崎市川原代町字知手、門倉、姫宮四区及び馴染町字三区地内

●昭和46年度茨城県二級建築士試験

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、昭和46年度茨城県二級建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和46年茨城県規則第2号)第16条の規定により公示する。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

試験申込書 受付期日	申 込 書 受付場所	試 験 日	試験時間	試験科目	試験場所	備 考
5月20日 5月28日	茨城県 建築住宅課	7月24日 7月25日	13:00~ 16:50 9:00~ 17:30	計 画 施 工 法 規 構 造 設	県立水戸 第三高等 学校	申込書は、5月10日から 県建築住宅課、水戸、土 浦下館、竜ヶ崎、潮来土 木事務所建築指導課配付 する。

●宅地建物取引業者の免許

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号 及び年月日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
(1) 845 46.5.6	常 盤 商 事	白 地 照 夫	白 地 照 夫	土浦市大字荒川沖910
(1) 848 "	財団法人常陸太 田市開発公社	宮 田 重 文	稲 田 彪	常陸太田市西二町2186
(1) 849 "	鹿島興商(株)	給 前 衛	草 野 郁 洋	鹿島郡鹿島町大字粟生2129

(1) 850 〃	松 下 商 事	松 下 儀 政	松 下 儀 政	行方郡玉造町浜556
(1) 851 〃	島 田 商 事	島 田 武 雄	島 田 武 雄	行方郡玉造町甲1921の1
(1) 852 〃	アキラ建設(株)	志賀野 明	細 谷 三 郎 清 水 興 逸	下館市成田321

●宅地建物取引業者の免許事項変更

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和46年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免 許 日 年 月 日	商号又は名称	免 許 事 項 の 変 更
(1) 279	45. 2. 26	北鹿島開発(株)	◎役員の変更 辞任 森 哲 作
(2) 151	44. 5. 25	鹿取商事(株)	◎主たる事務所所在地の変更 新 鹿島郡鹿島町宮中1935 旧 " " 1913
(2) 208	45. 3. 19	常陸不動産	◎主たる事務所所在地の変更 新 鹿島郡神栖町筒井1666 旧 " 鹿島町宮中萩原159の2
(1) 238	44. 11. 4	荒井不動産	◎主たる事務所所在地の変更 新 新治郡新治村本郷1826の5 旧 " " 1619の2
(1) 29	43. 8. 5	大金商事	◎主たる事務所所在地の変更 新 鹿島郡神栖町奥野谷6153 旧 " " 知手団地47
(2) 331	45. 10. 26	財団法人竜ヶ崎 市開発公社	◎役員の変更 辞任 日 貝 整 一
(2) 335	45. 12. 4	関東地所(株)	◎取引主任者の増員 小 嶋 幸 子
(1) 341	45. 7. 30	(株) 三 興	◎取引主任者の変更 新 小 林 勝 一 旧 木 村 キヨ子
(1) 325	45. 6. 22	真弓開発(株)	◎取引主任者の変更 新 大 貫 秀 夫 旧 阿 部 雅 子

(1) 399	45.12.21	(株)鹿東商事	◎役員の変更 新 江 田 忠 衛 旧 箕 輪 敬 三 郎 ◎取引主任者の変更 新 中 根 誠 旧 箕 輪 隆
(2) 332	45.11.2	(株)守谷不動産	◎従たる事務所の廃止, 取引主任者の解雇 水海道市元町3417 解雇 中 山 美 啓

●宅地建物取引業者の免許まつ消

宅地建物取引業者の免許を次のとおりまつ消した。

昭和46年 5 月 6 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許まつ消 年 月 日	免許番号	商号又は名称	事務所所在地	代表者氏名	まつ消理由
46.4.9	(1) 203	水郷地所	行方郡麻生町大字 麻生1066	高橋 宏	法人設立のため
46.4.17	(1) 220	国際観光開発 (株)	猿島郡岩井町上出 島23の4	谷口 次郎	営業不振のため
46.4.21	(2) 4	おぬぎ土地建物 相談所	日立市金沢町234	小貫 安寿	健康上の都合による

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
 発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所